

令和元年6月1日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16838

研究課題名(和文)近世・近代移行期に関わる大名家臣(士族)家文書の基礎的調査と研究

研究課題名(英文)Basic Investigation and Research of the Daimyo Vassal Documents Related to the Early Modern and Modern Transition Period

研究代表者

藤方 博之(FUJIKATA, Hiroyuki)

東北大学・東北アジア研究センター・助教

研究者番号：40727674

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文):本研究の目的は、佐倉藩堀田家家臣の4家を対象とし、史料整理を行ったうえで、各家が近世・近代移行期をどのように経験したかを分析し、当該期の「家」の実像を追究することである。研究期間を経て、主要な調査対象であった4家の史料整理を完了させ、うち1家については目録と調査報告書を兼ねた冊子を刊行した。このほか、藩主・堀田家、4家以外の家臣の家、支配を受ける村側の史料の調査を継続的に行い、論文2本、図書2件などの研究成果を公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が有する学術的意義は、まず史料整理によって公開に向けた基盤整備を進めたことである。結果的に、佐倉藩堀田家家臣4家をはじめ、村方の3文書群(他大学の調査への協力事例を含む)の目録を作成した。また、限られた事例ではあるが、史料調査に立脚した分析を進め、近世後期から近代に至る武士(士族)の個別の家内部の実態や、戊辰戦争時の家臣団の動向について、一定の新たな知見を提示した。史料公開は、関心ある市民も対象であり、報告者による基盤整備は社会的意義をも有すると考える。また、史料集の刊行は、原文書にアクセスしづらい市民にとって、より簡便なアクセス手段を提供した意義があるといえる。

研究成果の概要(英文):The purpose of this research is, first, to conduct a historical document investigation for four families of vassals who belonged to the Sakura domain. The second is to analyze what experiences the families had during the early modern-modern transition period. I completed the document investigation of the four families. Besides that, I also worked on complementary document investigations for the daimyo lord of Sakura, the vassals (except the four families mentioned above), and the villages under the rule of the Sakura domain. As a result of the research, I published two research papers and two books, etc.

研究分野：日本近世史

キーワード：日本近世史 近世近代移行期 家族史 家 武家社会論

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

国民国家形成期の明治政府は、民法によって「家」制度を再編して国民全体に適用し、イデオログに「家族国家観」を鼓吹させることで「家」観念による国民統合を期した(石田雄『明治政治思想史研究』未来社、1954年、鹿野正直『戦前・「家」の思想』創文社、1983年ほか)。また法社会学・家族社会学においては、明治民法において規定された「家」制度は、近世の武士の「家」が範型となったと指摘されている(川島武宜「イデオロギーとしての『家族制度』」『世界』111、1955年、上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994年)。何故に近代において「家」が、しかも武士の「家」を範型として再編された「家」が、国民の編成・統合のために用いられ得たのか。近代「家」制度については、福島正夫らによって分厚い研究史が積み重ねられているが、近世・近代の比較のためには、範型とされた武士の「家」の性質をも解明することが不可欠なのである。

翻って、近世日本社会においては、領主層の糾合や小農自立などの歴史的過程を経ながら、諸個人は概ね「家」に属し、「家」々が結合して武家、村、町、職人の仲間といった諸身分集団を形成していた。この意味で、「家」は「幕藩体制の骨格を形成する単位」(水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』山川出版社、1987年)であったといえる。「公儀」として政治権力を掌握した武家政権も、個別の「家」々がヒエラルヒッシュに結合し、第一人者の「家」の体制として発現したのである(朝尾直弘『「公儀」と幕藩領主制』『講座日本歴史』5、東京大学出版会、1985年)。このような武士の「家」の追究は、近世社会の構造理解のうえでも不可欠の課題である。

武士の「家」内部を対象とする研究としては、「家」の性質究明を主眼とした研究ではないものの、教育史分野における育児・教育を分析したもの(太田素子)、女性史分野における武家女性の家内における役割や相続について論じたもの(長野ひろ子・柳谷慶子)、介護のあり方を論じたもの(柳谷)といった成果が提出されている。これらにより、「家」の内部において、当主の権力の強大さからのみでは説明しきれない実態が解明され、武士の「家」を単に「家父長制的」とする固定的なイメージの相対化が進められてきた。

近世武家社会研究のなかでは、制度史的研究の蓄積が重ねられ、「家」の内部に迫る研究は長らく現われなかったが、近年になってJ・F・モリスの注目すべき著作が発表された(『近世武士の「公」と「私』』清文堂書店、2009年)。仙台藩士の日記を用いて、公的な勤務と自らの「家」の存続という、時として矛盾する問題が一個人のうえにのしかかってくる近世武家社会の実態を丹念に分析した。しかし、あくまで近世段階のみを問題とした研究であり、近代「家」制度との関係については扱われていない。

申請者はこれまで、武士のなかでも大名家臣層、具体的には佐倉藩堀田家家臣団を対象として「家」結合の具体相を分析し、学位論文としてまとめた。そのなかで、廃藩後に結成された士族授産結社も取り上げ、明治期士族の「家」結合のあり方についても解明を試みた。その結果、近世の「家」結合を引き継ぐものとして結社が構想され、参加する個々の「家」の存続のための機能を期待されていたことを指摘した。ただし、個別の「家」が近世・近代移行期にどのような状況にあったのか、その内部に分け入って詳しく分析するには至らなかった。近代の「家」についても、法制やイデオロギーの分析が先行する一方、「家」の実像については蓄積が薄く、個別事例からの実証が要請されている(長志珠絵「『家』から『家族』へ」『歴史学における方法論的転回』青木書店、2002年)。そこで本研究では、個別の大名家臣(士族)の「家」について、近世・近代移行期を通しての観察に着手することを目指すものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、佐倉藩堀田家家臣の4家を対象とし、史料整理を行ったうえで、(1)生活実態、(2)「家」観念、(3)周辺地域との関係といった切り口から、各家が近世・近代移行期をどのように経験したかを分析し、当該期の「家」の実像を追究することである。

近世から近代にかけて、「家」はいかなる変容を遂げたのか。従来、近代「家」制度は、近世武士の「家」を範型に再編したもの、という指摘がある。この適否を検討するためには、従来から研究蓄積のある制度史のみではなく、個別の「家」に焦点を当て、各家の史料から実証的に近世・近代移行期における実像を究明することが必要である。限られた事例からではあるが、

本研究を通じて、「家」の変容を明らかにするための素材と論点を提起することを目指す。

3. 研究の方法

本研究は、大きく分けて2つの工程から構成される。1つ目は、4つの大名家臣（士族）家文書の整理作業である。2つ目は、整理した史料を用いた、大名家臣（士族）家の実態分析である。4家はそれぞれ家格・居住地が異なることから、相互に比較しつつ、多角的に大名家臣（士族）の「家」の実態に迫ることができる。

2015年度は、史料整理作業に集中し、研究協力者や大学院生の参加を得つつ、調査対象史料の目録作成に注力する。2016年度は、引き続き史料整理に取り組み、目録を完成させる。4家のうちで比較的数量が多く、重臣として活躍した熊谷家文書については、特に研究上の意義が見込まれる。このため、同年度中に目録を刊行して、調査成果を公開する。目録作成と併行して、史料読解を進め、分析に着手する。2017年度は、前年度までの調査成果に立脚して、「家」の実態分析を本格的に行う。分析成果は、口頭発表・学会誌への投稿によって発信する。

以上の作業とともに、補足的な調査として、藩主・堀田家文書の読解と、飛地領のあった出羽国村山郡（現、山形市）における史料調査も随時行う。堀田家文書についてはマイクロフィルム版を用いる。出羽飛地領は、佐倉藩11万石のうち4万石余（寛政期以降）を占めた、同藩にとって重要な領地であった。本研究で取り上げる家臣家のなかにも、出羽飛地領に異動して勤仕した経歴をもつ当主が存在する。同地では、区有文書や、名主家に伝存した史料を調査し、被支配層の側から家臣の勤仕の実相を探る。

4. 研究成果

(1)2015年度

分析対象とする佐倉藩士4家の家文書のうち、比較的数量の少ない3家について整理作業を終え、目録を完成させることができた。また、もう1家の熊谷家についても整理作業・目録作成を終えた。さらに、原本校合によって作成した目録の精度を上げ、史料翻刻・解説をも含めて一書とし、『佐倉市飯野町 熊谷家文書目録・調査報告』として刊行することができた。同書の刊行は、翌年度に計画していたものだが、集中的な作業遂行により、計画より早く刊行に至ったものである。同書中の解説では、明治期における熊谷家の生活実態について論じた。

以上の作業とともに、補足的な調査として、藩主・堀田家文書の読解と、飛地領のあった出羽国村山郡（現・山形市）における史料調査も実施した。

(2)2016年度

分析対象とする4家の家文書のほか、4家が仕えた大名・堀田家文書や、藩領であった地域の村方文書の読解・分析を行った。分析成果の一部は、「近世大名家内部における「家」々の結合とその共同性」（『歴史評論』803号、2017年3月）と題して論文化した。さらに、口頭発表も2回実施した（東京大学国際総合日本学ネットワーク若手ワークショップ（2016年12月）、佐倉藩研究会第31回例会（2017年2月））。

また、村方史料について、佐倉藩飛地領があった出羽国村山郡（現・山形市）において、研究代表者が中心となって史料整理を3回実施した。このほか、東北芸術工科大学による同市内の史料調査に2回参加した。

(3)2017年度

分析対象とする4家の家文書のほか、4家が仕えた大名・堀田家文書や、4家以外の堀田家家臣の家文書（但馬家文書）藩領であった地域の村方文書の読解・分析を行った。分析成果の一部は、「戊辰戦争における佐倉藩出羽柏倉陣屋の動向」（『論集きんせい』39号、2017年6月）と題して論文化した。

また、前年度に続いて山形市内における史料整理を3回実施した。また、同じ飛地領内において、別の村方史料の整理を続けていた東北芸術工科大学が地域住民に対して報告会を行った際、研究代表者も協力した。

課題遂行の過程で、旧・山形藩家臣の家に伝存する文書を調査する機会を得た。本研究課題の主たる対象である佐倉藩は、近世後期に出羽国村山郡（現・山形市）に飛地領を有していた。飛地領に近接する山形藩の家臣についての調査からは、佐倉藩の研究にも資する情報が得られ

る可能性があるため、補助事業期間の延長を申請した。

(4)2018 年度

上述の山形藩家臣の家文書の整理作業は、一部の写真撮影を残してほぼ終えることができた。また、幕末期の佐倉藩家臣団の構造を知るための基礎的史料である、当該期の「分限帳」について、翻刻・校訂を終えて史料集を刊行することができた(野尻泰弘氏らとの共編、『史料集 佐倉藩幕末分限帳』明治大学文学部野尻研究室、2019年3月)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2件)

- (1)藤方博之、「戊辰戦争における佐倉藩出羽柏倉陣屋の動向」、『論集きんせい』、査読有、39号、2017年、pp.1-31
- (2)藤方博之、「近世大名家内部における『家』々の結合とその共同性」、『歴史評論』、査読有、803号、2017年、pp.35-49

〔学会発表〕(計 5件)

- (1)藤方博之、近世大名家臣の「家」をめぐる共同性、東北アジア研究談話会11月例会、2018年
- (2)藤方博之、史料保存活動と日本近世史研究、東京大学国際総合日本学ネットワーク(GJS)若手ワークショップ2016「東アジア歴史学において日本史学が果たす役割」、2016年
- (3)藤方博之、日本近世大名家臣団における『家』の結合と共同性、第3回東アジア若手歴史家セミナー、ソウル大学校日本研究所・ソウル大学校東洋史学科・復旦大学歴史学系・早稲田大学朝鮮文化研究所主催、大韓民国、2015年

〔図書〕(計 2件)

- (1)藤方博之編、国立歴史民俗博物館外来研究員室、『佐倉市飯野町 熊谷家文書目録・調査報告』、2016年、全282ページ

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

(2)研究協力者

研究協力者氏名：野尻 泰弘

ローマ字氏名：(NOJIRI, Yasuhiro)

研究協力者氏名：戸石 七生

ローマ字氏名：(TOISHI, Nanami)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。